

第 17 期神奈川海区漁業調整委員会の選任について

第 16 期神奈川海区漁業調整委員の任期は令和 7 年 3 月 31 日までで、今年度、選任を行います。委員選任にあたっては、候補者を広く公募し、県議会の同意を得た上で知事が任命します。

1 海区委員を任命する際の要件等

(1) 漁業者委員

- 漁業者又は漁業従事者が委員の過半数（法第 138 条第 5 項）。
- 漁業種類や操業区域、年齢や性別に偏りが生じないように配慮。（同条第 5 項、第 8 項）。

(2) 学識・中立委員

- 漁業に関する専門性を有する者（法第 138 条第 7 項、水産庁ガイドライン）。
- 海区委員会の所掌事項と利害関係を有しない者（〃）。

2 委員の選任の手続き

(1) 基本的な考え方

- 議会の同意を要件とする知事の任命制（法第 138 条第 1 項）。
- 透明なプロセスを経て選出（水産庁ガイドライン）。

(2) 推薦・募集

- 漁業者、漁協等から推薦や募集し、その結果を尊重（法第 139 条第 1 条、第 3 条）。
- 推薦・募集に関し必要な事項は知事が定め、インターネット等により公表。（施行規則第 46 条第 1 項、第 3 項）
- 推薦・募集の期間は、おおむね 1 か月（施行規則第 46 条第 2 項）。
- インターネット等により公表（法第 139 条第 2 項、施行規則第 45 条第 2 項）。

(3) 任命過程の公正性及び透明性を確保するために必要な措置

- 選定基準を策定し公表（水産庁ガイドライン）。
- 選定委員会を設置（〃）。
- 推薦を受けた者及び募集に応募した者や推薦者の意見を聴く（〃）。

(4) スケジュール

令和 6 年 10 月・各地区の漁協等への説明

- ・第 1 回海区委員候補者選定委員会（選定要綱、候補者選定基準の決定）

11～12 月・公募（推薦、応募）

- ・公募結果の公表（中間、最終）

12 月・第 2 回海区委候補者選定委員会（公募評価、候補者決定）

- ・海区委候補者（案）決定

令和 7 年 2 月・海区委候補者起案

3 月・海区委候補者起案

- ・議会同意

4 月・任命

神奈川海区漁業調整委員会の委員選任に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、神奈川海区漁業調整委員会の委員（以下「海区委員」という。）を選任するための手続等について、漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）及び漁業法施行規則（令和2年7月8日農林水産省令第47号。以下「省令」という。）並びに改正漁業法に基づく海面利用制度等の運用について（令和2年6月30日水産第499号水産庁長官通知）別添海面利用制度等に関するガイドライン第8に規定するもののほか、必要な事項を定める。

(推薦及び募集)

第2条 知事は、海区委員を選任しようとするときは、法第139条第1項の規定により、あらかじめ、漁業者、漁業者が組織する団体その他の関係者に対し候補者の推薦を求めるとともに、海区委員になろうとする者の募集を行う。

(推薦及び応募の資格)

第3条 海区委員として、推薦を受ける者及び募集に応募する者は、漁業に関する識見を有し、海区漁業調整委員会の所掌に属する事項についてその職務を適切に行うことができる者で、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 年齢18歳未満の者
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (4) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年12月28日条例第75号）第2条に規定する暴力団、暴力団員等又は暴力団経営支配法人等である者

(推薦手続)

第4条 海区委員の推薦の手続は、次のとおりとする。

- (1) 漁業者をその他の個人の漁業者が推薦するときは、3名以上が連名し、その代表者が神奈川海区委員会委員候補者推薦書（漁業者推薦）（第1号様式）を知事に提出するものとする。
- (2) 漁業者を漁業団体等が推薦するときは、その団体の代表者が神奈川海区委員会委員候補者推薦書（漁業団体等推薦）（第2号様式）を知事に提出するものとする。
- (3) 漁業者以外の者について団体が推薦するときは、その団体の代表者が神奈川海区委員会委員候補者推薦書（漁業者以外の者に係る団体推薦）（第3号様式）を知事に提出するものとする。

(応募手続)

第5条 募集に応募しようとする者は、神奈川海区委員会委員候補者応募申込書（第4号様式）を知事に提出するものとする。

(推薦及び募集の周知)

第6条 知事は、海区委員の推薦の求め及び募集に当たっては、本県のホームページにより周知に努めるものとする。

(募集期間並びに推薦及び募集に応じた者の公表)

第7条 海区委員の推薦の求め及び募集の期間（以下「募集期間」という。）は、おおむね1か月とする。

2 知事は、募集期間の中間において、省令第45条第1号に規定する事項について、本県のホームページに公表しなければならない。

3 知事は、募集期間終了後、省令第45条第2号に規定する事項について、遅滞なく本県のホームページに公表しなければならない。

(候補者の選定)

第8条 知事は、第4条及び第5条の規定により、推薦を受けた者及び募集に応募した者から海区委員の候補者（以下「候補者」という。）を選定するに当たっては、法第135条の海区委員会の所掌に属する事項について利害関係を有しない者を少なくとも1名選定しなければならない。

2 知事は、前項に定めるもののほか、海区委員の年齢、性別等に著しい偏りが生じないよう努めるものとする。

3 知事は、第3条に規定する資格要件を全て満たした、推薦を受けた者及び募集に応募した者の総数が法第138条第2項に定める海区委員の定数を超えた場合その他必要と認める場合は、その公正性及び透明性を確保するため、神奈川県海区漁業調整委員会委員選定委員会（以下「選定委員会」という。）に意見を求めることができるものとする。

(候補者の決定)

第9条 知事は、選定委員会委員の意見を参考とし、候補者を決定するものとする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、海区委員の選任について必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年7月13日から施行する

附 則

この要綱は、令和6年9月24日から施行する。

神奈川県海区漁業調整委員会候補者選定委員会設置要綱

(設置)

第1条 神奈川県海区漁業調整委員会の委員選任に関する要綱第8条の規定に基づき、神奈川県海区漁業調整委員会の委員候補者（以下「委員候補者」という。）の決定に当たって、関係者からの参考意見の聴取その他の当該任命の過程の公正性及び透明性を確保するため、神奈川県海区漁業調整委員会候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 選定委員会は、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 知事の求めにより、委員候補者の選定基準を設定するにあたり、意見を述べること
- (2) 知事の求めにより、推薦又は募集に応じた各委員候補者の活動歴等の確認をし、必要に応じて、面接その他適当と認める方法により委員候補者の選定にあたり意見を述べること

(選定委員)

第3条 選定委員会に、選定委員を置き、次の者をもって充てる。

- (1) 農林中央金庫関東業務部 JF マリンバンクグループ長
- (2) 神奈川県漁業協同組合連合会長
- (3) 神奈川県海区漁業調整委員会事務局長
- (4) 学識経験者
- (5) その他知事が必要と認める者

(参考人)

第4条 選定委員会は、必要に応じ参考人から意見を聞くことができるものとする。

(任期)

第5条 選定委員の任期は、委嘱の日から知事が神奈川県海区漁業調整委員を任命する日までとする。

- 2 選定委員が欠けた場合における補欠の選定委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に、委員長及び副委員長各1名を置く。

- 2 委員長と副委員長は、互選とする。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員会)

第7条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

(書面会議)

第8条 委員長は、真にやむをえないと認められる場合は、委員に対し書面により意見を求めることにより、会議の開催に代えることができる。

(秘密保持)

第9条 選定委員は、委員会で知り得た個人の情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第10条 選定委員会の庶務は、環境農政局農水産部水産課において処理する。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、選定委員会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年7月13日から施行する

附 則

この要綱は、令和6年9月24日から施行する。